

平成26年4月から

介護保険サービスの利用者負担が変わりました

サービスを利用したときにかかる利用者負担が変わりました

平成26年4月1日から消費税（地方消費税を含む）の税率が8%に変わったことに伴って、平成26年4月以降に利用する介護保険の利用者負担が変わりました。

3%の引き上げ分そのまま上乗せされるのではなく、サービスにより上乗せの割合は異なりますが、全体で平均0.63%の上乗せとなります。

支給限度額が変わりました

利用者負担が引き上げられたことにより、今までと同じサービスを使っても支給限度額（介護保険で利用できる1カ月の上限額）を超えてしまう方が出てきます。そのため、利用者の負担が増えないように支給限度額も引き上げられました。



安定した介護保険サービスのために、ご理解とご協力をお願いします。

※お問い合わせは、長寿支援課介護保険係（☎880-6556）まで

後期高齢者健康診査の受診方法が変わります

後期高齢者健康診査は、後期高齢者の被保険者の方を対象とした健康診査です。

後期高齢者健康診査を受診するためには、これまで申し込みが必要でしたが、平成26年3月31日時点で後期高齢者医療制度の被保険者となっていた方で、健康診査の対象となる方は、申し込み不要となります。

該当する方には、申し込みがなくても5月頃に受診券や問診票などが送付され、受診券と問診票、被保険者証を集団健診の会場や医療機関などに持参するだけで健診を受けることができます。

＊平成26年4月1日以降、新たに被保険者になった方には、受診券が送付されません。申し込みが必要となります。ご注意ください。

また、次の方は、健診と同様の検査を病院などですでに受けているために健康診査の対象外となります。

健康診査の対象とならない方

- ①生活習慣病で病院や診療所を受診されている方
- ②6カ月以上継続して入院されている方
- ③介護施設や障害者施設に入所されている方
- ④事業主健診を受診されている方

など

※お問い合わせは、長寿支援課いきいき長寿係（☎880-6556）まで



国保だより



70～74歳の方の窓口負担が見直されました。

70歳から74歳の国民健康保険被保険者が医療機関の窓口で支払う負担金の割合は、法律上2割となっていますが、平成25年度までは特例措置で1割負担とされていました。

この負担割合の特例措置について、より公平な仕組みとするために、制度の見直しがありました。

○見直し内容

- ①平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方（誕生日が昭和19年4月2日以降の方）の窓口負担が、70歳の誕生月の翌月（誕生日が各月1日の方は誕生月）から2割になります。
- ②平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方（誕生日が昭和19年4月1日までの方）の平成26年4月以降の窓口負担は1割です。

＊①②とも、一定以上の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。

＊8月に前年度の所得を基に負担割合が変更される場合があります。

例えば…

- ▶平成26年4月1日に70歳の誕生日を迎える方／4月から1割負担
- ▶平成26年4月2日～5月1日に70歳の誕生日を迎える方／5月から2割負担
- ▶平成26年5月2日に70歳の誕生日を迎える方／6月から2割負担

○高齢受給者証

- ①の方には誕生月の月末までに発送します。
- ②の方には3月中旬～下旬に発送していますので、ご確認ください。

高齢受給者証は、受診の際に保険証とあわせて提示してください。

＊一定の障害があると認定され、後期高齢者医療制度の対象となった方は除きます。

国保の資格に変更があったときは14日以内に届出を！

転入・転出・出生・死亡などや、国保以外の健康保険ができたとき、または保険証を無くしたときは、必ず国保係に届け出をしてください（職場から市役所への連絡などはありませんので、手続きは忘れず行ってください）。

届け出が遅れると、国保加入日（国保以外の

健康保険でなくなった時）までさかのぼって国保税が課税されたり、資格喪失後も課税され続ける場合があります。また、資格喪失後に国保の保険証で医療機関にかかった場合、市の負担分を返納していただくことがあります。

修学のため転出する場合は

国保係への届け出が必要です。転出手続きの際には、保険証及び在学を証明するものを持参の上、届け出をお願いします。

届け出がないと、国保の資格を喪失し、保険証が使えなくなります。

※お問い合わせは、市民課国保係（☎880-6555）まで